

新郷村通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和6年10月改定

新郷村通学路安全対策会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議した。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「新郷村通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図る。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策会議」を設置し、本プログラムを策定した。

- ・新郷村教育委員会
- ・新郷村交通安全対策協議会
- ・新郷村小中学校校長会
- ・五戸警察署
- ・三八地域県民局地域整備部
- ・新郷村建設課
- ・新郷小学校 PTA 会長
- ・しんごう児童クラブ

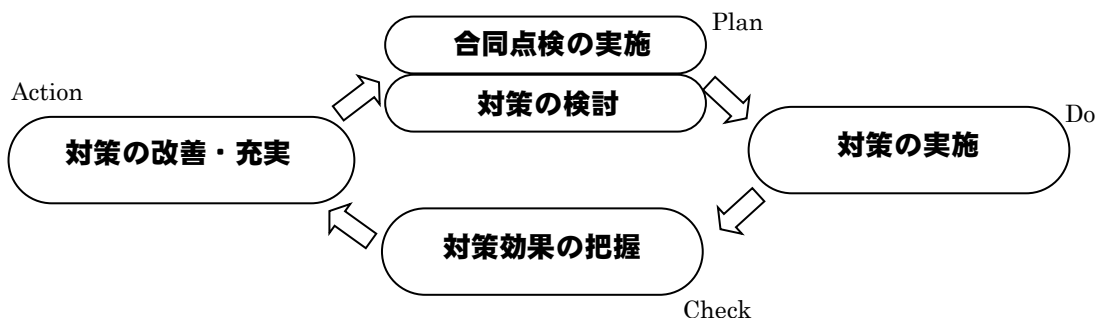
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い対策の改善・充実を行う。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・ 小学校の通学路点検を3年に1回実施する。
- ・ 積雪等の季節による危険箇所の把握のため、必要に応じて現地を点検する。
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全対策会議において重点課題を設定し実施する。

○合同点検の体制

- ・ 学校、保護者、道路管理者、警察等。

(3) 対策の検討

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施

- ・ 対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、
 - ・ 地域住民へのアンケートまたは聞き取りの実施
 - ・ 車両と歩行者の離隔を測定など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し対策効果の把握を実施する。

(6) 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・ 点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成して村のホームページで公表する。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図